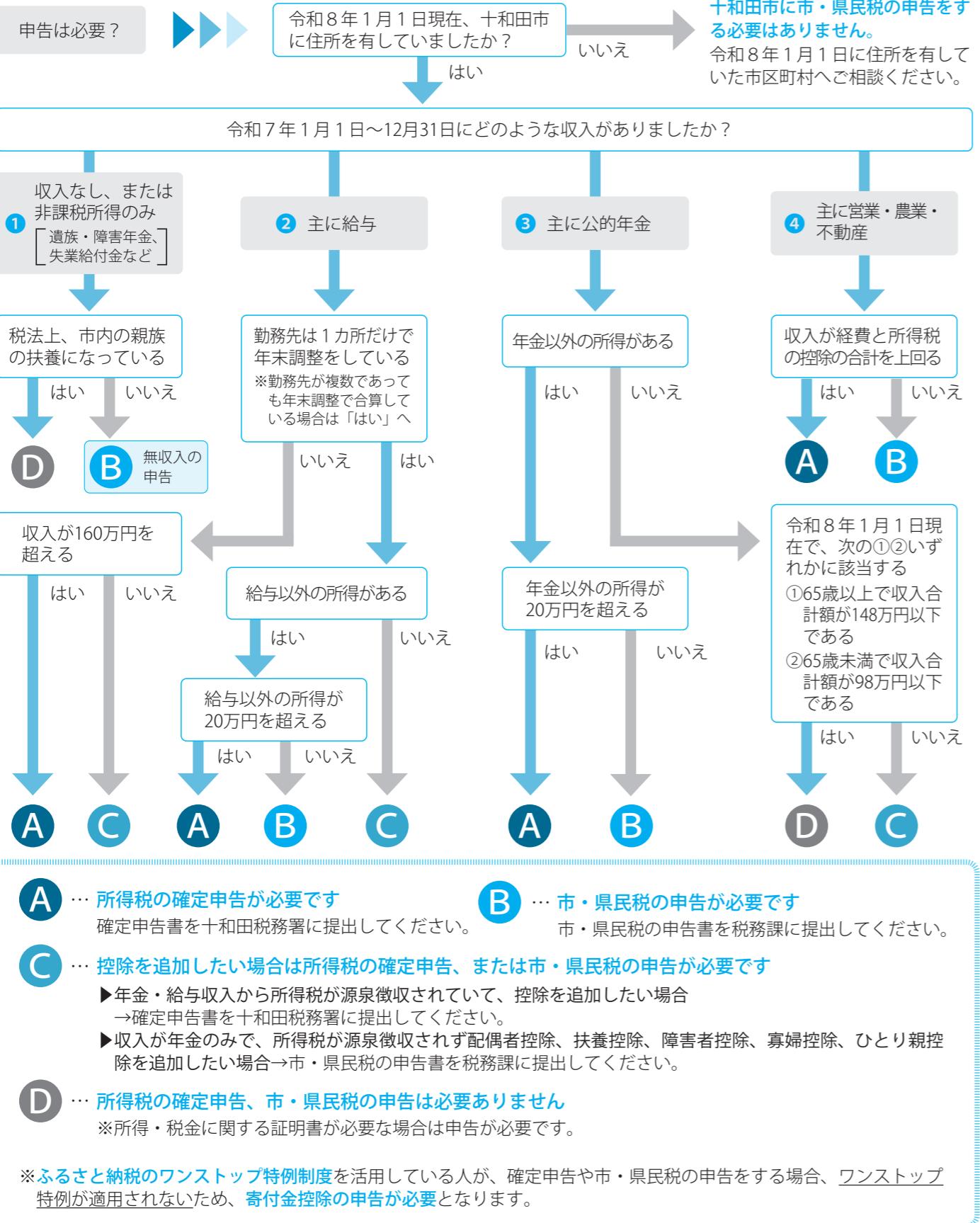


「市・県民税の申告」の受け付けが始まります

十和田税務署 0176-23-3153

◆所得の申告は、国民健康保険税・介護保険料・保育料などの算定や各種手当の支給などの基礎となるため、収入がない人でも申告が必要な場合があります。
申告が必要か確認し、必要な人は期間内に申告をお願いします。
※次のフローチャートは目安です。ご不明な点があればお問い合わせください。



問税務課 0176-51-6766



所得税の確定申告

混雑緩和や待ち時間短縮のため、自宅での申告書作成、e-Taxによる申告書の提出にご協力をお願いします。

e-Taxによる申告書の提出

国税庁ホームページの確定申告書等作成コーナーで、自宅のパソコンやスマートフォンから申告書などを作成し、e-Tax送信による提出ができます。



▲確定申告書等作成コーナー

マイナンバーカードを利用して、申告に必要なデータを自動入力できます

マイナポータルを経由して取得した医療費情報や各種証明書のデータを、申告書に自動入力することができます。

市・県民税の申告

混雑緩和や待ち時間短縮のため、可能な限り郵送または電子申告での提出をお願いします。

※確認事項などがあった場合は後日連絡しますので、必ず連絡先を記入してください。

【郵送の場合】 〒034-8615 (住所記載不要)
十和田市役所税務課宛て



【持参の場合】 税務課（市役所本館1階）に設置する申告書投函箱に投函してください。

市・県民税の申告書や記入例は、税務課窓口に備え付けてあるほか、市ホームページからダウンロードできます。郵送も対応しますので、希望する場合はご連絡ください。

問税務課 0176-51-6766

来庁不要・24時間利用できる
電子申告をご利用ください



自宅のパソコンやスマートフォンで、マイナンバーカードを利用して申告書を作成し、提出することができます（無収入の申告を含む）。

受け付け開始 2月2日㈪

※所得税の確定申告が別途必要になる場合があります。



詳しくはこちらから▲

確定申告・税金の無料相談

とき 2月20日(金) 午前10時～午後3時
ところ 各税理士事務所
問東北税理士会十和田支部 0176-21-5525

申告受け付けのご案内

とき 2月16日(月)～3月16日(月) (土・日曜日、休日を除く)
午前8時45分～11時・午後1時～4時

ところ 市役所別館5階 会議室

※初日から1週間程度と休日明けの午前中は大変混み合います。

必要な物

- ①市役所から郵送されたはがき（前年の申告の状況をもとに個別に郵送された人のみ）
- ②申告者本人のマイナンバーカード、または番号確認書類（マイナンバーが記載された住民票など）と本人確認書類（運転免許証、資格確認書など）
- ③金融機関の通帳（口座振替で納税を希望する場合は、口座の届け出印も必要です）
- ④申告する所得や控除の項目ごとに必要な書類（源泉徴収票、各種控除に関する証明書や領収書など）

※事業所得などの収支内訳書や医療費控除の明細書は、整理・集計済みの場合のみ受け付けします。

※詳しくは市ホームページをご覧いただかお問い合わせください。

申告が必要な給付金などをご確認ください

《令和7年中の収入として申告が必要な給付金の例》

名称	所得の種目
おいしい十和田菜の健康な土づくり事業補助金	事業所得等
経営所得安定対策等交付金（転作交付金）	
中山間地域等直接支払交付金	

※掲載している給付金などのほかに、国や県または市から支給を受けている場合は、各担当機関にお問い合わせください。

※「定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（不足額給付）」は収入に含まれません。